

## 第十二章

### 和泊町の発展

## 第一節 奄美群島特別措置法

### 一 奄美群島の復帰に伴う暫定措置に関する基本方針

昭和二十八年八月八日「奄美群島返還についてのダレス米国務長官の声明」後、日本政府は、同年十月二十三日「奄美群島の復帰に伴う暫定措置に関する基本方針」を閣議決定し、引継事務を円滑に行うとともに、同地域の民生の安定とその急速な復興をはかるための方針に基づいて必要な措置を講ずることとした。

(一) 同地域の立ち遅れた状態を回復し、民生を安定するため、直接実効ある実質的施策を重点的かつ総合的に実施することを基本方針とする。

(二) 昭和二十九年以降の復興対策については、年度計画を樹立し、予算に計上する。

(三) 奄美群島の復興事業は、同地域の自立経済を助長する如き事業に重点をおいて計画し、それに要する経費については、現地の実情と事業の性質を勘案して、国庫負担又は国庫補助につき特例を設けかつ金融措置も特別に講ずることを考慮する。

(四) 昭和二十八年度の予算は、生活保護・失業対策・政府施設の整備・公共土木事業・産業振興事業等のうち特に臨時緊急を要するものについて、国庫負担を建前として必要な措置を行うものとする。

この基本方針に基づき十一月十六日、「奄美群島の復興に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律」が国会で議決された。

### 二 奄美群島復帰前後処理費

昭和二十八年度事業については、前述の規定に基づき、道路・橋りょう・河川・港湾等の公共事業、公立学校の新築または改築等が実施された。

なお、昭和二十九年以降の事業は、奄美群島復興特別措置法により施行されたが、同法の制定が年度途中に

なされたので、昭和二十九年事業は、前後処理費に編成された。

### 三 奄美群島復興特別措置法

このような経緯にかんがみ「奄美群島復興特別措置法」は、昭和二十九年五月二十五日議員提案として国会に提案され、超党派的支持を得て同年六月二十一日制定された。

この法律は、群島の復帰に伴いその急速な復興と住民の生活の安定に資するために特別措置として、総合的五年計画を策定し、これに基づく事業を実施することを目的としたものであり、本土における一般公共事業及び離島振興法に基づく各種事業と比べ、手厚い補助率が適用され、また、補助対象も特別に配慮されている。

#### (一) 復興事業（前期）（昭和29年～33年度）

本法に基づく「復興五カ年計画」は、群島住民の生活水準を戦前（昭和9年～11年）の本土なみに引き上げるために必要な産業・文化の復興と公共施設の整備充実

を図ることを目標として、総事業費百五十二億円（うち国費百一十億円）を計上し、昭和二十九年年度から実施された。復興事業は、五カ年計画に基づいてスタートしたが、台風や季節風等の気象条件、輸送力や技術者の不足、町村財政の貧困による地元負担の弱さ等の理由により、四年度目の昭和三十三年までの実施状況は、事業費で四十四パーセント・国費三十二パーセントの進捗率で、計画の五割にも達せず、五カ年の計画完了はまったく望めない状況であった。

#### (二) 復興事業（後期）（昭和34年～38年度）

そこで同計画の完遂をはかるため、実施期間の延長、事業内容改訂の必要性が認められ、昭和三十三年六月三十日同法の一部改正法が可決成立し、

1 五カ年計画の事業内容を補完改訂して実施期間を、昭和二十九年から三十八年までの十カ年計画とする。

2 各種産業の生産性の向上による群島経済の自立化を促進する。

3 産業資金の円滑な融通をはかるため、すみやかに

特別な金融対策を樹立する。

等を基本方針として改訂され、特に、金融対策として奄美群島復興信用保証組合が同信用基金に改組され、従来の保証業務に群島内の中小規模の事業者に対して融資業務を合わせて行うことになり、復興事業に伴う地元資金の確保に大きな役割を果たした。

### (三) 復興十カ年計画の変更

復興十カ年計画の進捗状況およびその後の諸情勢の変化に対し計画内容を検討した結果、生産増強・民生安定等復興の基礎的条件整備をさらに強力に推進するためには事業費の配分調整を行うことが必要となった。

このため、十カ年計画は計画の補完調整が行われ、事業費二百十四億円となり、三十一億円余が増額された。

このように、奄美群島復興事業は昭和二十九年度を初年度とする十カ年計画に基づき着実に施行され、昭和三十八年度をもって全計画を完了した。復興事業の実施により、公共土木施設を中心とする各方面の復興はめざましく、群島住民の自立振興意欲の高揚と相まって、群島の経済活動もともに活発化し、目標とされた生活水準の

引き上げもほぼ達成された。

その後における本土の経済成長は著しく、群島の復興事業は基本的な公共施設の整備に重点をおき、産業振興については計画の後半において推進され、主要産業はようやくその方向づけをなされた段階に止まり、本土との所得水準の格差は縮まらなかった。

## 四 奄美群島振興特別措置法

### (一) 前期振興事業（昭和39年～43年度）

復興事業が基礎的な公共施設等の整備に重点をおき、産業の振興は計画の後半の実施に移されたが、この間日本経済の伸長は著しく、郡民一人当たりの所得は全国平均の半分にも達しない状況であった。

これを是正するため、昭和三十九年三月三十一日、奄美群島復興特別措置法は改正され、その名も奄美群島復興特別措置法となり、同法に基づき、昭和三十九年度を初年度とし昭和四十三年度までの前期五カ年計画が策定

され実施された。この計画は、本土の著しい経済成長と

群島の特殊事情を考慮し、主要産業の振興を重点として群島の経済的自立を促進し、生活の安定と福祉の充実に計ろうとするもので、復興計画に準じた特別措置を講じ、県本土の生活水準に近づけることを目標に、基幹産業を中心とする諸事業の振興計画が実施された。

その結果、産業・経済・社会生活等各方面に顕著な振興はみられたものの一人歩きできるには至らなかった。

### (二) 後期振興事業（昭和44年～48年度）

前述のとおり、計画の目標とした本土なみの生活水準を確保するに至らなかったため、昭和四十四年五月九日法律は改正され、計画期間も五カ年間延長されて、昭和四十八年度までとなった。

事業費は、二百八十一億六千万円、国費百二十三億六千六百万円が投資され、港湾・空港・道路等をはじめ産業の振興・社会基盤整備・国土保全等が図られ住民の生活水準も逐年向上してきたが、群島をめぐる諸条件はきびしく、本土との諸格差を是正するには至らなかった。

## 五 奄美群島振興開発特別措置法

### (一) 振興開発事業（昭和49年～53年度）

振興事業（昭和39～48年度）によっても、奄美群島と本土との諸格差は是正されなかったため、振興特別措置法は一部改正され、奄美群島振興開発特別措置法となり、昭和四十九年度から五十二年度までの五カ年間にわたり、交通・社会・産業の三大基盤の整備を重点に振興開発事業を計画し、実施された。

### (二) 新奄美群島振興開発事業（昭和54年～63年度）

奄美群島に対しては、昭和二十九年以来国の特別措置に基づく復興・振興・振興開発の事業を進めてきたことにより、社会経済の各般にわたり相応の成果をあげてきた。しかし、我が国の社会経済の発展の中にあつて群島をめぐる諸条件は厳しく、所得水準・公共施設整備水準等において、本土との間にはなお格差があり、後進性を克服するに至らないため、これまでの振興開発等の事業

の成果を踏まえて、新たな計画を策定し、群島社会経済の一層の発展を可能とする諸条件の整備を積極的に推進することを基本方針とし、計画期間を昭和五十九年度から昭和六十二年度までの五カ年間と定めた。

この中で、沖永良部群島の基本構想は次のとおり定められた。

- 1 和泊港等の港湾の整備を推進するとともに、主要地方道、知名沖永良部空港線等の道路整備を進める。
  - 2 都市施設・社会福祉施設等の整備を促進する。
  - 3 既存のため池の活用や地下ダム等の調査を促進し、農業用水の確保を図る。
  - 4 土地基盤整備を促進し、さとうきびを中心に輸送野菜・花き・畜産等を組み合わせた複合経営による生産性の高い農業の振興を図る。
  - 5 漁港等漁業生産基盤や流通関連施設の整備を促進する。
  - 6 観光関連施設の整備等受入態勢を充実するとともに沖縄や奄美各島との連けいを強化し、花や鍾乳洞などを活用した特色ある観光地の形成を図る。
- 「この計画を達成するためには、国の特別措置に加え

て、県・市町村の積極的な取り組みはもとより、住民自身の自立自興の精神に基づく積極的な参加と努力が必要である。」と結んでいる。

奄美群島特別措置法に基づく昭和二十九年年度から昭和五十九年度に至る三十年間の総事業費は、次表のとおりである。

奄美群島復興特別措置法各基の事業実績

種	業 績			伸 び 率
	事 業 費	国 費	地方負担	
復興事業 (29～38年度)	千円 20,999,736	千円 12,117,757	千円 8,881,979	
振興事業 (39～43年度)	15,649,925	7,715,304	7,934,621	
振興事業 (44～48年度)	28,169,014	13,366,066	14,794,948	1.80
前期復興開発 (49～53年度)	99,293,062	67,907,985	31,385,077	3.53
小 計	164,103,737	101,107,112	62,996,625	5.33
後期振興開発 54年度	39,124,020	27,510,513	11,613,507	
後期振興開発 55年度	41,188,765	28,332,357	12,856,408	1.05
後期振興開発 56年度	43,303,157	29,638,713	13,664,444	1.05
後期振興開発 57年度	45,343,776	30,252,109	15,091,667	1.10
後期振興開発 58年度	48,864,815	32,782,104	16,082,711	1.08
後期振興開発 59年度	49,793,965	33,935,474	15,858,491	1.02
小 計	267,618,498	182,451,270	85,167,228	5.30
合 計	431,722,235	285,558,382	148,163,853	